



図書館は
22日～28日
まで休館です

NO.703
平成26年
2月15日号

この広報紙は、環境に
配慮したバージンパルプ
を使用しています。

●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
ホームページ
<http://www.city.yachimata.lg.jp/>

2月17日～3月17日、市県民税の申告と簡易な確定申告を受け付けます。

市立保育園の臨時職員登録希望者を募集

市立保育園（6園）に勤務する保育士・短時間保育士・時間外保育嘱託員の登録希望者を募集します。登録された方は、平成26年4月から平成27年3月までに市立保育園で勤務している職員が出産や病気休暇などにより欠員が生じた場合などに、臨時職員として採用します。なお、採用は登録者の中から勤務先や勤務内容などが合致した方を面接のうえ、決定します。

| 職 種 | 保 育 士 | 短時間保育士 | 時間外保育嘱託員 |
|------|--|--|---|
| 資 格 | 保育士資格を有する方または平成26年3月31日までに同資格を取得する見込みの方で、年齢55歳程度までの方 | 保育士資格を有する方または平成26年3月31日までに同資格を取得する見込みの方で、年齢55歳程度までの方 | 年齢58歳までの方 (保育士資格不要) |
| 勤務時間 | 平日 午前8時30分～午後5時 または 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後0時30分 または 午前11時～午後3時 ※週1回～2回程度の早番、遅番があります | 平日 午前9時30分～ 午後3時15分 (週2日あるいは週3日の勤務となります) | 平日 午前7時～午前9時30分 午後3時30分～午後7時 土曜日 午前11時～午後4時 ※上記時間内でローテーション勤務 |
| 雇用期間 | 原則6カ月間（雇用期間を更新する場合あり） | 原則1年間（雇用期間を更新する場合あり） | 原則1年間（雇用期間を更新する場合あり） |
| 賃 金 | 時給1,100円 | 時給1,100円 | 時給940円 |



※臨時職員登録を希望される方は、履歴書（写真を貼付したもの）を持参のうえ本人が児童家庭課でお申し込みください。（保育士資格を有する方は、その資格証も一緒に持参してください。）

また、4月1日からの雇用を希望される方は、2月28日(金)までにお申し込みください。

☎児童家庭課 ☎443-1693

記号の見方
時日時
場会場
内容内容
対象対象
定員定員
費参加費
申申し込み
締め切り
問問
問問
問問

子どもの健康に関する相談。
子どもの人権110番
☎0120-0007-1
10 午前8時30分～

心身の健康に関する相談。
子どもの人権110番
☎0120-0007-1
10 午前8時30分～

精神保健福祉センター
☎263-3893
午前9時～午後4時30分
午後6時～7時30分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

養育上のことなどの相談。
いじめ相談については24時間、休日も受付。
精神保健福祉センター
☎263-3893
午前9時～午後4時30分
午後6時～7時30分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

子どもと親のサポートセンター
☎0120-415-446
午前8時30分～午後5時15分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

千葉中央児童相談所
☎253-4101
午前8時30分～午後5時
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

子ども・家庭110番
☎252-1152
午前8時30分～午後8時
（虐待受付は24時間対応）
児童や児童虐待に関する相談。

子ども・若者の悩み、一人で悩まず相談を
午後5時15分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）
いじめ・体罰・虐待など、
子どもの人権に関する相談。
千葉県ひきこもり地域支援
センター（対象者18歳以上）
☎209-2223
午前9時30分～午後4時30分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

子どもと親のサポートセンター
☎0120-415-446
午前8時30分～午後5時15分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

養育上のことなどの相談。
いじめ相談については24時間、休日も受付。
精神保健福祉センター
☎263-3893
午前9時～午後4時30分
午後6時～7時30分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

精神保健福祉センター
☎263-3893
午前9時～午後4時30分
午後6時～7時30分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

子どもと親のサポートセンター
☎0120-415-446
午前8時30分～午後5時15分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

千葉中央児童相談所
☎253-4101
午前8時30分～午後5時
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

子ども・家庭110番
☎252-1152
午前8時30分～午後8時
（虐待受付は24時間対応）
児童や児童虐待に関する相談。

子ども・若者の悩み、一人で悩まず相談を
午後5時15分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）
いじめ・体罰・虐待など、
子どもの人権に関する相談。
千葉県ひきこもり地域支援
センター（対象者18歳以上）
☎209-2223
午前9時30分～午後4時30分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）

子ども・若者の悩み、一人で悩まず相談を
午後5時15分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）
いじめ・体罰・虐待など、
子どもの人権に関する相談。
千葉県ひきこもり地域支援
センター（対象者18歳以上）
☎209-2223
午前9時30分～午後4時30分
月曜日～金曜日（休祝日
・年末年始を除く）